

判例研究

〔商法四五七〕 ガソリンスタンドの場屋営業性と好意で駐車を許容した自動車の盗難に関する責任

(東京高裁平成一四年五月二九日判決
平成二三年(ネ)五九六六号損害賠償請求控訴事件(確定)
判時一七九六号九五頁)

〔判示事項〕

商法五九四条二項は、顧客がその場屋の営業目的に沿つた利用をしている場合に適用されるもので、その営業に関

連しない者の場屋の利用にこれを適用することはできないと解するのが相当である。一般にガソリンスタンドにおける営業は、給油、洗車や簡単な自動車の整備などの業務を内容とするものであり、このような業務に伴つて自動車が一定時間スタンプ内に滞留することはあるが、それを超えて自動車を預かることは特段の事情のない限りその営業とは関連しないものというべきである。

〔参照条文〕

商法五九三条・五九四条

〔事実〕

Y株式会社(被告・被控訴人)は、本件サービススタンドにおいてガソリンスタンドを経営し、ガソリン等の販売(給油業務)、洗車、オイル交換等の業務を行つている。

Y会社の従業員は、顧客から給油の依頼を受けた場合、数分で作業を完了させ、顧客は、これ待つて自動車を引き取るのが通常であったが、顧客は、給油作業の数分間に、キーのついた自動車を預けたまま、トイレ・セールスルーム・近隣の店舗に行つたりすることがあつた。Y会社は、

消防法上ガソリンスタンド内において自動車を預かることが禁止されることもあることから、顧客の自動車を預からないよう従業員に指導していたが、実際には、従業員は、顧客の自動車の駐車を断ることもあったものの、断り切れず自動車を一時保管することもあった。

X（原告・控訴人）は、平成一一年秋頃から、少なくとも月に一、二度、たいていは午後一時頃、本件サービススタンドに来店し、給油の上、本件サービススタンドの近くに住んでいる親しい女性のマンションを訪ねる一、三時間の間、本件自動車を駐車しておくのが通例となつた。Y会社の従業員は、当初Xが本件自動車を駐車しようとした際、否定的な態度をとり、従業員の責任者的な地位にあつたAは、Xに対して、駐車しないよう申し入れていた。Y会社の従業員は、Xが本件サービススタンドに本件自動車を駐車して同店を離れた後、給油をした上、次の顧客が来店して車を入れなくなると、比較的業務の支障になりにくい場所に移動させて駐車しておくのが通常であった。その際、車のキーは、つけたままか、Y会社の従業員が保管するなどしていたが、これに対してXからは何の申し入れもなかつた。

Xは、平成一二年四月一日午後一時頃、本件サービス

スタンドに本件自動車を乗り入れ、キーをつけたまま駐車した。Xは従業員Bに給油を注文し、車を置いていくこと、それほど遅くならないことを告げた上、本件サービススタンドを立ち去り、親しい女性のマンションに向かつた。Bは、本件自動車に給油をし、その後従業員Cが、本件サービススタンドのセールスルームないし事務所の正面付近に位置し、敷地の端にある油水分離器と歩道にかかる場所に移動して駐車した。翌二日午前〇時三〇分頃、従業員が事務所内にいる間に、本件自動車は盗難にあつた。

そこで、Xは、Y会社に対して、寄託契約上の債務不履行責任（商五九三条）・場屋営業者の責任（商五九四条二項）・事務管理における管理継続義務不履行責任（民六九七条・七〇〇条）・使用者責任（民七一五条一項）に基づき、損害賠償を請求した。

原審（東京地判平成一三年一〇月一九日判時一七九六号九七頁）は、寄託の成否とガソリンスタンドの場屋営業性につき次のように判示した上で、Y会社のすべての責任を否定した。

「寄託は、他人のために物の保管をなすことを目的とする契約であつて、その成立のためには、目的物の移転のほかに、目的物を保管する債務を負う旨の合意をすることが必

要である。すなわち、自己の支配領域内へ他人が物を置くことを許容したのみでは寄託をうけたことにはならず、積極的に債務負担の合意を必要とするものである。上記認定の事情を考慮すると、平成一二年四月一日当り、XとY会社との間に、本件自動車を保管する債務を負う旨の合意が成立したとは認められない。Xが従前本件自動車を本件サービススタンド内に駐車し、ときにはY会社の従業員に一〇〇〇円を渡していたとしても、それは、Y会社が事実上好意として本件自動車を置いておくことを許容していたにすぎないとみることができ。」

「場屋営業とは、一般公衆が来集するのに適した物的・人^的設備を設け、顧客にその設備を利用させることを目的とする営業をいう。ガソリンスタンドは、ガソリン等の販売、洗車、オイル交換等の請負等をその営業とするものであつて、顧客をしてその設備を利用する関係にないから、これを場屋営業に含めることはできない。」

Xは控訴したが、本判決は、寄託の成否については原判決を引用する一方、場屋営業者としての責任については次のように改めた上で、Y会社の責任を否定した。

〔判旨〕

控訴棄却

「商法五九四条二項は、不特定多数の顧客が場屋に来集し、その携帯品につき紛失、盗難等の危険が少くないことから顧客が安心して場屋を利用しようようにその営業者の責任を特に強化した規定である。したがつて、この規定は顧客がその場屋の営業目的に沿つた利用をしている場合に適用されるもので、その営業に関連しない者の場屋の利用にこれを適用することはできないと解するのが相当である。」

一般にガソリンスタンドにおける営業は、給油、洗車や簡単な自動車の整備などの業務を内容とするものであり、このような業務に伴つて自動車が一定時間スタンド内に滞留することはあるが、それを超えて自動車を預かることは特段の事情のない限りその営業とは関連しないものというべきである。そして、本件サービススタンドにおける営業が一般のガソリンスタンドにおける営業と異なるものであるとは認められず、Yの従業員においてXが本件自動車を置いておくことを事実上好意で許容していくにすぎない……。そうすると、Xの本件自動車の駐車が本件サービススタンドにおける営業と関連すると認めるべき特段の事情を認めることはできず、本件では同条項を適用することはできないといわなければならない。」

〔研 究〕

判旨の理由づけには反対であるが、結論には賛成する。

一本件は、従業員默認の下で客がガソリンスタンドに置いていった自動車が盗難にあった場合について、ガソリンスタンド経営者の損害賠償責任が争われたものである。ガソリンスタンドにおける自動車の盗難に関する損害賠償責任が争われた判例としては、次の二件がある。

東京地判昭和五九年七月三一日（判時一一五〇号二〇一頁）は、馴染客が従業員に給油や洗車を依頼することなく自動車を駐車して立ち去ったところ、その自動車が盗難にあつたという事案につき、寄託の成立要件につき本判決と同様の判示をした上で寄託の成立を否定し、ガソリンスタンド経営会社の責任を否定した。東京地判平成一〇年一〇月二〇日（判時一七〇八号一三六頁）は、オイル交換のために自動車をいつたん預かり、再び来店した客にオイル交換作業を終了した旨を告げた後も、顧客が食事に行つている間の駐車を許容したところ、その自動車が盗難にあつたという事案につき、ガソリンスタンドと顧客の間の契約はオイル交換を目的とする請負契約であり、その作業に必要な範囲内で一時的に自動車を預かる際には善管注意義務をもつて保管すべき義務を負うが、格別の保管契約ないし寄

託契約があつたわけではなく、オイル交換作業終了を告げたことをもつて自動車を引き渡したものと認め、ガソリンスタンド経営会社の責任を否定した。東京地判平成一二年九月二六日（判タ一〇五四号二一七頁）は、所有者がガソリンスタンドに置いていた自動車について、ガソリンスタンドの従業員が所有者から引取を頼まれたと称する者に引き渡したところ、それが盗難であつたという事案につき、寄託の成立は否定した上で、従業員が自動車の鍵を外して事務所内に保管したことでもって事務管理が開始されたものとするが、自動車の引渡にあたつて善管注意義務は全くされているとして、ガソリンスタンド経営会社の責任を否定した。

いずれも、ガソリンスタンドとしては駐車を拒否する態度を明確にしていながら、客からの申出を断り切れずに不本意ながら駐車を容認していたものであり、かかる図々しい客は一般に保護されないという傾向を示している。また、ガソリンスタンドの実務としては、かかる場合に保管のための格別の措置を講ずると、かえつて寄託の存在が推認されたり事務管理が成立する可能性があるため、特に何もせずに放置しておくことが得策であるということを示唆している。本判決も、かかる判例の流れの中に位置づけること

ができる。

本件の場合、Xとしてはガソリンスタンドに対して本件

自動車の保管を申し込んでいたとしても、駐車に関するY会社の従業員の態度に鑑みれば、これを承諾したとは考えにくいし、駐車を許容しただけでは寄託を受けたことにはならないことは本判決が判示するとおりであるから、本件自動車の保管に関するXの期待は一方的な思い込みにとどまることになる。また、従業員による本件自動車の移動も営業の邪魔にならないようにするためであつてXのためではないし、本件の場合はキーを格別に保管していたわけでもないから、事務管理の成立も認めるることはできない。

二 ガソリンスタンドにおける自動車の盗難をめぐる從来の判例に対する本判決の特徴は、ガソリンスタンドの場屋営業者としての責任が争われた点にある（後藤元「本件判決」ジユリスト一二八一六一頁）。この点につき、原判決はガソリンスタンドの場屋営業性を否定したのに対して、本判決は、ガソリンスタンドの場屋営業性に関する判断を意図的に避け、むしろガソリンスタンドが場屋営業にあたるかのような前提の下で、駐車の許容が場屋営業者の営業と関連するかという観点から考察し、これを否定している。

そこで、ガソリンスタンドが場屋営業にあたるかについて検討していこう。

商法は客の来集を目的とする場屋の取引を営業的商行為とした上で（商五〇二条七号）、場屋営業者には客の物品の滅失・毀損に関して厳格な責任を負わせている（商五九四条）。場屋取引とは、公衆の来集に適する物的・人的設備を設けてこれを利用させる行為であると説明されることが多い（西原寛一『商行為法』八一頁、石井照久・鴻常夫『商法総則』六七頁、平出慶道『商行為法（第二版）』六六頁など）、場屋取引にあたるか否かの判断基準は必ずしも明らかではなく、特に理髪業をめぐって判例・学説上争いがあることは周知のとおりである。この点につき、大審院判例は、理髪業者の営業譲渡に伴う競業避止義務の有無が争われた事案において、理髪業者の設備は理髪のための設備であつて客に利用させるものではないから、理髪業者と客との間には理髪という請負または労務に関する契約が存在するにすぎず、設備の利用を目的とする契約は存在しないとして、理髪業は当時の商法二六四条七号の場屋取引にはあたらないと判示した（大判昭和一二年一月二六日民集一六卷二三号一六八一頁）。近時の判例にも、パーム作業中の事故による損害賠償請求権の消滅時効期間をめ

ぐつて、同様の理由により、美容院の場屋営業性を否定したものがある（東京地判平成二年六月一四日判時一三七八号八五頁）。本件原判決もかかる判例理論を踏襲するものである。一方、学説はこぞって判例に反対し（竹田省「批判」民商法雑誌七卷五号七二頁以下、小町谷操三「判批」法学七卷五号八四頁以下、大隅健一郎「判批」法学論叢三八卷五号一九六頁以下、豊崎光衛「判批」法学協会雑誌五六卷五号一四八頁以下、原茂太一「判批」商法（総則・商行為）判例百選〔第二版〕五五頁、山下眞弘「判批」商法（総則・商行為）判例百選〔第三版〕五三頁）、場屋営業の意義をより広く解し、理髪業も場屋営業に含まれるものとしている。例えば、場屋取引をもつて、「多数人の来集に適する設備をなして、来集する客の需要に応ずる諸種の契約」と定義づける見解がある（大隅健一郎「商行為法」一七頁、神崎克郎『商法総則・商行為法通論〔改訂版〕』二〇頁、岸田雅雄『ゼミナール商法総則・商行為法入門』三九頁など）。しかし、店舗を開設していれば、不特定多数の客の来集が予定されるし、店舗内の設備は多かれ少なかれ客の需要に応ずるものであるから、場屋取引の範囲は無限に拡大するおそれがある。かかる学説上の拡張解釈の背後には、理髪業者は社会通念上これを商人として扱うべき

であるにもかかわらず、その営業が場屋取引以外の商行為には適合しないため（田中誠二『全訂商法総則詳論』一八二頁は、理髪業は商法五〇二条二号の他人のためにする加工に関する行為にあたるとするが、加工とは物の加工を意味し、人の髪の加工は含まないと批判される）、これを場屋取引に含ましめ、理髪業者を商人と認めることが適当であるという価値判断があるようと思われる（大隅・前掲判批一九八頁、原茂・前掲五五頁参照）。なお、平成一七年改正商法五〇二条七号は「客の来集を目的とする場屋における取引」として文言を若干改めているが、改正前よりも概念を拡張する趣旨ではなかろう）。しかし、概念の外延を拡大すれば、その内包が乏しくなるのは必定である。

思うに、商法五〇二条七号の場屋取引にあたるか否かは、その行為の営業的商行為性を画することにほかならない。そして、営業的商行為は営利性をその本質とする。したがつて、いかなる給付に対する対価をもつて営利を実現するかということが場屋取引の判断基準となるであろう。もつとも、場屋取引は多種多様であるため、その契約内容に応じて場屋取引を一義的に確定することは困難であるが、その最大公約数的な要素を抽出することは可能である。その場合、場屋取引において営利を実現するために提供する給

付（少なくともその一部）は、客の来集に適した物的設備を客に利用させることであるといわざるをえないであろう（同頁、長谷川雄一『基本商法講義』「商取引法』二八二頁、梅田武敏『商法総則・商行為法』二七二頁）。これに対しでは、商法五〇二条七号は場屋取引について、「契約の実質的内容にかかわらず、公衆の来集に適した設備に注目して、形式的にこれを営業的商行為とした」（服部栄三『商法総則』〔第三版〕四六四頁）のであり、場屋取引にあたるか否かを判断するにあたって「取引行為だけを抽象的に取り出してその性質を吟味すべきではな」い（西原・前掲八二頁）と指摘される。しかし、もし企業的設備に着目するのであれば、商法四条二項により店舗設備による物品販売業者が商人とみなされるのと同様に、商人性の問題とされるべきであるから、商法五〇二条が営業としてなす行為を問題としている以上、行為の内容に着目せざるをえないのではなかろうか。理髪業についても、営業としてなす行為 자체は異なるにもかかわらず、客の来店を待つて店舗内の設備を利用して理髪をなす場合には営業的商行為となり、理髪師が客のもとに出張して理髪をなす場合には営業的商行為とならない（平出・前掲六七頁）というのは釈然としない。また、かかる私見に対しては、最も典型的な

場屋取引というべき劇場・コンサートホール・映画館・スタジアムなどの客は、演劇・演芸・演奏・映画・スポーツなどの鑑賞が主たる目的であり、設備の利用は主たる目的ではないという反論（小町谷・前掲八七頁、大隅・前掲判批一九八頁）が予想される。しかし、演劇などの上演が営業として成り立つのは、それを鑑賞する不特定多数人が一堂に会することのできる施設があるからであるし、また上演する主体と劇場営業の主体が異なりうことや観客席の位置によって料金が異なりうることに鑑みれば、劇場営業なども設備の利用を本質的な要素としているというべきである。

このように考えていくと、理髪業が場屋取引にあたると解することには消極的にならざるをえない。美容院・エステティックサロン・マッサージ店などが営業としてなす行為についても同様である。もつとも、これらのうち少なくとも理髪業・美容院営業については、商法五〇二条五号の「作業の請負」にあたると解する余地はある。商法五〇二条五号にいう「作業の請負」とは不動産または船舶に関する工事の請負と解されているが、少なくとも文言上はそのように限定する必要はないから、商法五〇二条を現代の商取引の多様化に対応させるためにも、これをより広く解

することは可能であろう（関俊彦『商法総論総則』一二〇頁）。ガソリンスタンドが営業としてなす行為も、ガソリンの販売などであり、その設備もガソリンの販売を自動車への直接の給油という形で行うことなどを目的としたものであって、客に利用させることを目的としたものではないから、場屋取引とはいがたい。

三 もつとも、商法五〇二条七号の場屋取引と商法五九四条の場屋営業を必ずしも同義に解する必要はない。この点につき、立法の沿革を繙いてみると、営業的商行為としての場屋取引と厳格な責任が課される場屋営業は規定の文言上当初から連動していなかったわけではなく、むしろその対象は異なっていた。すなわち、明治二三年旧商法では、五条五号において商取引とみなされるものとして「公ナル共歎場及ヒ娼遊場ノ営業」が挙げられており、娼遊場としては「演劇角力」、共歎場としては「具樂部玉突場」が想定されていた（日本近代立法資料叢書18「法律取調委員会商法草案議事速記」二五六頁。岸本辰雄『商法講義上』四一頁は、「劇場、音楽会、観世物、玉突場及び読書房、新聞紙縦覧所」を例に挙げ、主に「彼の場所を開き衆客の覧観を待つ所謂興業」（芸能の興行）が商取引であると説明する）のに対して、場屋営業者の責任に関する六〇九条においては

「旅店主、飲食店主、浴場営業者其他他人ヲ自家ニ引受クル営業者」という文言が用いられている。明治三二年新商法の制定過程においても、明治三〇年二月二四日の法典調査会商法決議案の段階では、営業的商行為として挙げられていたのはまだ「娼遊場ニ閑スル取引」であった（日本近代立法資料叢書20「法典調査会商法決議案」一二〇頁）。場屋営業者の責任に関する規定については、同年四月九日の第七二回商法委員会に提出された修正案において「旅店、飲食店、浴場其他公衆ノ来集スヘキ場屋ノ主人」という文言が用いられるようになった（日本近代立法資料叢書19「法典調査会商法委員会議事要録」四四五頁。「公衆」の語はその場で「客」に改められた）。営業的商行為に関する規定については、同年一二月一七日の第一二四回商法委員会に提出された修正案において「客ノ来集ヲ目的トスル場屋ニ閑スル行為」という文言に改められたが、その理由としては「原文ノ意義狹キニ失セラヲ以テ之ヲ広義トセシノミ」と説明されているにすぎず（同七六二頁）、場屋営業者の責任に関する規定の文言と平仄を合わせた理由は明らかではない。このように、商法五〇二条七号の文言がその対象を拡大するために五九四条一項の文言と統一された結果、両者の場屋営業の意義は著しく接近したということが

できるが、以上の立法の経緯に鑑みれば、その広狭に違いがあつても決して不自然ではない。

商法五〇二条七号の場屋取引は、営業的商行為にあたるか否かの問題であるから、契約内容に着目してその意義を確定しなければならないのに対し、商法五九四条は、契

約内容とは無関係に場屋営業者の責任を問題とするものであるから、その営業としてなす行為自体は商法五〇二条七号の場屋取引以外の商行為であつても、客の物品の滅失・毀損につき営業者に責任を負わせるべき事情において場屋営業と共通の要素があれば、商法五九四条の適用範囲を拡大することは可能であろう（同旨、豊崎・前掲一五〇頁）。なお、梅津昭彦「客の持込品についての場屋営業者の責任」東北学院大学論集（法律学）六〇号一二五頁は、「場屋取引であるか否かは、その者に商法上の場屋営業者の責任を負担させるべきであるか否かにより決定されるべきである」とするが、かかる基準により商法五〇二条七号の場屋取引の意義まで確定することには無理がある。商法五九四条一項の例示も場屋営業の拡張解釈の可能性を示唆する。というのも、同項が場屋営業として例示する飲食店の営業行為には多種多様なものがあるが、純粹に飲食物の販売を目的とし、客の便宜のために附隨的に飲食の場所を提

供するにすぎない場合（ファーストフード店がその典型であろう）には、その営業としてなす行為自体は投機購買との実行行為（商法五〇一条一号）にあたると考えられるからである（稻田俊信『商法總則・商行為法講義』一八二頁）。

ところで、商法五九四条の趣旨については、場屋営業の施設には多数の客が頻繁に出入りし、しかもある程度の時間そこにとどまつて施設を利用することが予定されるため、客の物品につき滅失・毀損の危険が高くなることに鑑み、来集する客が安心して場屋を利用できるようにし、かつ場屋営業者の信用を高めるために、客の物品の安全につき場屋営業者に厳格な責任を負わせたのであると一般に説明される。しかし、かかる説明では、店舗（特に大型店舗）を開設していれば常に商法五九四条が適用されることになりかねず、適用範囲が広くなりすぎるおそれがある。商法五〇二条七号より商法五九四条の場屋営業の意義を広く解する以上、他方においてその適用範囲のなし崩し的な拡大に歙止めをかける必要がある。

思うに、場屋営業者に対して客の物品の安全確保が要求されるのは、場屋の施設を利用する上で客が所持品を手放すことが必要または便利であり、仮に客が自ら所持品を身

につけていたとしてもその安全について注意が散漫となりうるからであると考えられる（崎田直次・保住昭一編『商行為法』二八八頁（河村博吉執筆）は、場屋営業の特徴として、「飲食・観覧・鑑賞・遊興・睡眠・入浴・理容・美容など客自身でその所持品の安全を守り難い行為あるいは状態が伴うこと」を挙げる。客の携帯手荷物に関する旅客運送人の責任（商五九二条）の根拠についても同様に考えられる）。そうであれば、かかる施設利用の特色により商法五九四条の適用範囲を画することができるであろう（この意味では、理髪業についても、理髪などのサービスを受ける間所持品を手放すのが通常であるから、場屋営業にあたるということができる）。しかるに、ガソリンスタンドの利用については、一般に客が自動車自体や他の所持品を手放すことはなく、その安全について注意が散漫となることもない。給油やオイル交換などの作業中に客が休憩などのために自動車を離れることがあるが（後藤・前掲一六一頁は、「場屋営業の特徴としては、客がサービスを受ける等のため所持品に対する注意が散漫になるということもあるかもしれない。スタンドには特に客の注意を引き付けるようなことはないが、給油等の間に客が自動車を離れて休憩することもあることを考えれば、スタンドはこの特徴を

も備えているといえよう」とする）、単なる休憩や順番待ち・履行の提供待ちなどのためだけの滞留可能性やそのための設備の存在をもつて場屋営業性の判断基準とすべきではないし（そうでなければ、銀行なども場屋営業に含まれることになってしまふ）、自動車の占有がガソリンスタンド側に移転するとしても、それは修理などのために目的物を預けるのと何ら異なるところはないから、場屋の施設を利用するために所持品を寄託するのとは区別されるべきである。したがつて、ガソリンスタンドに商法五九四条の適用はないと解すべきである。

四 百歩譲つてガソリンスタンドが場屋営業にあたるとすれば、本件において商法五九四条二項の適用要件をみたしているか否かが問題となる。本判決は、駐車の許容がガソリンスタンドの営業と関連するかという観点から同項の適用を否定しているが、「その営業に関連しない者の場屋の利用にこれを適用することはできない」という判示に鑑みれば、営業との関連においてXが客といえるかという基準をもつて同項適用の可否を判断していると評価することができよう。この点につき、同項にいう客とは、場屋営業者との間で利用契約を締結した者に限らず、ホテルでのパーティなどへの招待客、ホテルの空室待ちをしている者な

ども含むと一般に解されているが、他方において、「同情により仮寓せしめた者」（竹田省『商行為法』二〇九頁）やホテルのロビーで待ち合わせ・休憩をしているだけの者は客にはあたらない（弥永真生『リーガルマインド商法総則・商行為法（補訂版）』一八七頁）として、客の範囲を限定する見解がある（後藤・前掲一六二頁は、客の範囲を画する基準を「責任加重の許容性としての場屋主人の利益」という要素に求める）。しかし、例えば旅館経営者が友人を好意により無償で空室に宿泊させたとしても、他の宿泊客も受け入れている限り、物品の滅失・毀損の危険性は一般の宿泊客と異なるところはないし、ホテルのロビーでの待ち合わせ・休憩についても、それをホテル側が許容している以上、同項の適用について宿泊客による場合とそうでない者による場合とを区別することは妥当でない。すなわち、商法五九四条の場屋営業にあたるか否かについて、営業内容の如何を問わず、不特定多数の者が頻繁に出入りし、ある程度の時間場屋内にとどまることが予定されているという客観的状況をもつてその判断基準とし、かかる状況における客の物品の滅失・毀損の危険性をもつて場屋営業者の責任の根拠とするのであれば、二項によつて保護されるべき客にはかかる状況下にある者はすべて含まれるは

ずであるから、客の範囲についてのみ営業内容との関連性を要求するというのは整合性を欠く。客が通常の利用方法を逸脱して場屋を利用する（判旨の表現を借りれば、顧客が「場屋の営業目的に沿つた利用」をしていない）など、客の不注意により物品の滅失・毀損の危険性が高まつた場合には、同項の適用を認めた上で、過失相殺の問題として処理すればよい。本件の場合も、好意に基づくものとはいえ、ガソリンスタンドがその敷地内の駐車を許容していた以上、不特定多数人の出入りに伴う自動車の滅失・毀損の危険性があることに変わりはないから、同項適用の基礎は存するといわざるをえず、従業員の不注意が認定されば、Y会社には過失相殺による損害賠償の減免が可能となるにすぎないというべきであろう。したがつて、営業関連性を基準とする客の範囲の限定をもつて商法五九四条二項の適用範囲を画することは妥当ではない。

よつて、ガソリンスタンドの場屋営業者としての責任を否定する根拠としては、本判決の判旨を支持することはできず、原判決の判旨を正当と考える。

来住野 究